

# 互助会NEWS【4月号】

令和8年4月22日

一般財団法人青森県教職員互助会

今月の互助会の医療費補助金等の給付金送金日は、令和8年4月27日（月）です。  
互助会からの給付がある方には、ハガキの「給付金送金明細書」でお知らせしています。

## ◇カフェテリアプランを ご活用ください!!

令和7年度は、事業初年度でしたが、たくさんの皆様に様々なメニューでご利用いただきました！

令和8年度は、もっと多くの会員の皆様にご利用いただけるようワクワクするキャンペーンを企画中です♪

令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支

払った経費が対象となりますので、「カフェテリアプラン請求書」を提出するまで、領収書等は紛失しないよう大切に保管してください！

メニュー等の詳細は互助会ホームページをご覧ください。(裏面、二次元バーコードからアクセス可)

## ◇教職員互助会に加入しましょう

4月から新採用になった皆さん、また、他の共済組合から転入された皆さん

や公立学校共済組合の他支部から転入された皆さん、さらには、臨時講師\*1から引き続いて採用になった方のうち、教職員互助会に加入していない皆さん、この機会に教職員互助会に加入しませんか？

教職員互助会は、公立学校共済組合青森支部に加入する教職員等のみなさんが加入でき、給付事業や厚生事業の福利厚生事業等を実施しています。

加入は任意で、掛金は給料月額に7/1,000を乗じた額となっています。

事業内容等の詳細は、互助会のホームページでご確認いただけますが、令和7年度から新規事業として開始した「カフェテリアプラン」は、4月から9月までの6カ月間、継続した加入期間がある会員が補助対象となりますので、まだ加入していないみなさんは、ぜひ、この機会に教職員互助会に加入しましょう。

事例別の加入手続き等は、下記のとおりです。(令和8年3月3日付け青教互第74号参照。)

事 例	加入手続きの方法等
(1) 新たに公立学校共済組合青森支部の資格を取得する場合 ①新採用の場合 ②他の共済組合（国・市町村・警察など）から転入した場合	《手続き》 加入を希望する場合、公立学校共済組合青森支部に「組合員資格取得届書」を提出する際、届出書内にある「互助会加入申込書」欄に記名し、公立学校共済組合青森支部へ提出してください。  《掛金》 4月給与から控除を開始します。 加入しない場合は、翌月返金します。
(2) すでに公立学校共済組合の資格を取得している場合（互助会未加入） ①公立学校共済組合の他支部から転入した場合 ②臨時講師*1（すでに公立学校共済組合青森支部の資格を取得）から引き続き新採用となった場合 ③すでに公立学校共済組合青森支部の資格を取得しているが、教職員互助会未加入の場合	《手続き》 「組合員資格取得届書」内にある「互助会加入申込書」欄に記名し、互助会へ提出してください。 なお、記入例は、互助会ホームページに掲載していますので参考にしてください。 添付書類は不要です。  《掛金》 ①、②は、4月給与から控除を開始します。 ③は、加入月の翌月の給与から2カ月分を控除します。

↓↓ 裏面に続く ↓↓

所属内でご回覧ください

## ◎臨時講師<sup>※1</sup>に係る4月分の互助会掛金について

臨時講師<sup>※1</sup>のうち、下記に該当する会員の方に係る4月分の互助会掛金は、加入状況を確認後に給与支払先へ掛金控除依頼をするため、**5月給与支給時に控除させていただきます**ので、ご了承ください。(令和8年3月3日付け青教互第75号参照。)

事 例	互助会の処理	注意事項
1. 令和8年4月に公立学校共済組合青森支部の資格を取得した臨時講師 <sup>※1</sup> が、互助会に加入する場合  ※組合員資格取得届書の互助会加入申込欄に記名した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>加入状況の確認</li> <li>給与支払先へ掛金控除依頼</li> </ul>	
2. すでに互助会に加入している臨時講師 <sup>※1</sup> が小・中学校から県立学校へ所属異動した場合又は県立学校から小・中学校へ所属異動した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>加入状況の確認</li> <li>給与支払先の変更に伴い、新たな給与支払先に掛金控除を依頼</li> </ul>	小・中学校から県立学校への所属異動は、職員番号が変更になる場合あり。
3. 退職後に臨時講師 <sup>※1</sup> になった場合  ※引き続き公立学校共済組合青森支部の組合員である場合		現職時に加入している会員は、引き続き加入の取扱いとなる。引き続き加入を希望しない場合は互助会へ「継続加入に関する申告書」の提出が必要。
4. 再任用終了後に臨時講師 <sup>※1</sup> になった場合  ※引き続き公立学校共済組合青森支部の組合員である場合		再任用時に、加入している会員は、引き続き加入の取扱いとなる。

上記の外、臨時講師<sup>※1</sup>の方で、すでに互助会に加入しており、これまで掛金が控除されていたにもかかわらず、4、5月給与から掛金が控除されていない場合があります。互助会へご連絡ください。

## ◎所属異動等の手続きについて

臨時講師<sup>※1</sup>に所属の異動や任用期間の変更があった場合は、公立学校共済組合青森支部へ「**②組合員異動報告書【確認票N～S用】**」、「組合員提出書類確認票（個人毎）」の提出が必要です。

未提出の場合、旧所属に「互助会給付金送金明細書」が送付される場合がありますので、ご注意ください。

臨時講師<sup>※1</sup> → 臨時講師、臨時養護助教諭、臨時実習講師、臨時寄宿舎指導員、臨時学校栄養職員、臨時事務職員、非常勤職員等

互助会では、会員のみなさまからのご意見、ご要望を募集していますのでホームページの「お問い合わせ」からメール等でお寄せください。

「互助会NEWS」は、互助会ホームページからもご覧いただけます。(バックナンバーを含む。)

〒030-8540 青森市長島一丁目1-1 一般財団法人青森県教職員互助会

TEL 017-734-9914 FAX 017-734-8276

MAIL [gojokai@pref.aomori.lg.jp](mailto:gojokai@pref.aomori.lg.jp)



互助会ホームページ

所属内でご回覧ください